

令和3年度10月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 10月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 国土調査法における地目認定について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	<p>それでは皆さん定刻になりましたので、邑南町農業委員会の第7回の総会を開催したいと思います。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは議事に移ります。それと今日、議事録の署名人ですが、服部委員さん、それと三上委員さん、議事録の署名人をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは本日の審議に入りたいと思います。最初に議案1号、法3条関係、今月は1件ですね、事務局の方から詳細についての報告を、提案をお願いします。</p> <p>はい。すいません、議案前に1点、差し替えを配布させていただいておりますので、差し替えをお願いします。内容としては2ページ、3ページなんですけど、こちらの034-15と034-18の顛末書案件についての申請事由についてなんですけど、今まで顛末書案件については、申請としては建築や造成時に遡って申請するという形で、申請事由としてはこれから建築しますよみたいな感じで申請していただいていたんですが、こういった形だと混乱を招くようなことがありまして、今ある車庫を壊して車庫を建てるとか、そういったような、内容の検討の段階でそういったこともあるということで、内部で協議した結果、現状にあったような形で申請をしてもらおうということに変えさせていただきまして、その部分についての差し替えと、すいません034-17と18、当初椿委員さんとしていたんですが、正しくは玄羽委員さんというところで、間違っておりました。椿委員さん、玄羽委員さん、大変申し訳ありませんでした。といった2点の部分について変更させていただいております。</p> <p>それでは議案第1号について、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は1件です。1ページをご覧ください。</p> <p>申請番号033-24、農地の所在は下口羽××、登記地目田、面積2118㎡、同じく下口羽××、登記地目田、面積1002㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは担当委員の三上さんの方から現場の、こういった感じが状況調査、あるいは顛末調査の結果について報告をお願いします。</p>
2番	<p>それでは033-24について説明致したいと思います。10月の17日の日曜日に現地の方と譲り受け人の●●さんの方で現地を見て話を聞いてきました。現場の方は旧JR口羽駅から500メートルくらいの位置にあります。地図をもらって、左側の地図で右側の甲田作木線、これを上の方に行くと江の川、大佐の方に向かっております。譲り受け人の●●さんは現在40才で、自宅の方もここからおおよそ5分程度のところであって、家は離れていない状態で、耕作の方も問題ないと思います。今年まではこれは作付けは違う方がされていましたが、所有権移転の方が完了すると来年から耕作をされるということです。チェックシートに照らし合わせてみても問題はないと判断しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは事務局からの提案と、それから担当</p>

委員さんからの報告が終わりましたので、これから審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので挙手を挙げて意思表示をお願いします。

ございませんか。

ないようですが、ちょっと私の方から聞きたいんですが。今年までは違う方が、●●さんでない方が耕作されとったということなんですが、これ所有権移転した以降来年からは作付けは●●さんがやるということで、これまで作付けされている方、されてきた方と、●●さん、もしくは譲り渡し人の〇〇さんの方での協議というのは特に。

はい、〇〇さんと以前作られていた方との協議は終わっております。

はい、ありがとうございました。

他にはございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。033-24 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致します。

続いて2号議案の法4条関係について、事務局の方から提案をお願い致します。

はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、4件説明させていただきます。3ページをご覧ください。

上から申請番号034-15、農地の所在は上原××、登記地目田、面積208㎡、申請人は△△△△です。転用目的は車庫、所要面積は土地造成208㎡、車庫43.72㎡です。転用理由は住宅に隣接した申請地を車庫用地として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして034-16、農地の所在は鱒淵××、登記地目畑、面積21㎡、申請人は▲▲▲▲です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成21㎡、墓碑2.78㎡です。転用の理由は墓碑を移設して墓地として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして034-17、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積16㎡です。申請人は◎◎◎◎です。転用目的としましては墓地、所要面積は土地造成16㎡、墓地16㎡です。転用理由は申請地を整地し墓碑を新設し墓地として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。

続きまして申請番号034-18、農地の所在は高見××、登記地目畑、面積66㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は車庫です。所要面積は土地造成66㎡、車庫2棟31.3㎡です。転用の理由は住宅に隣接した申請地を車庫用地として利用し

2番
議長

事務局

たいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上4件です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは034-15の案件、担当の椿委員さんの方からご報告をお願いします。これは申し上げておきますが、先月諸般の事情により採決を保留になった案件で、再提出いただいております。お願いします。

5番

はい、それじゃあ申請番号034-15、△△△△さん宅の4条転用申請についてです。顛末書提出の案件なんです。申請場所はこの前の通り瑞穂地域高原地区上原集落にあり、県道出羽高見線の側です。平成の初め頃、県道の拡幅、嵩上げ、歩道の設置が行われる公共事業がありました。旧県道に接していた、△△さんのお父さんである####さんのお家が立ち退きになり、宅地跡は分筆され、一部は公共道路に、また地図にもありますようにお家が形成されました、その地図の場所に。で、ここは嵩上げされた県道よりも高い位置に当たります。残りの宅地跡も県道の高さまで嵩上げされ、家の裏にあった申請地の高さとの段差がなくなりました。平成10年頃、この跡地を、申請地に入るための坂道と踊り場になった訳ですが、平成10年頃この踊り場の横に車庫を建設され、その半分程度が申請地の農地にかかっております。##さん、お父さんである##さんが亡くなられ、平成24年頃土地家屋を相続された△△△△さんが今回の申請人になります。9月の16日、推進委員の北村さんと現地を確認しました。△△さんとは面談出来ません。近所の人にある程度の状況を聞くことは出来ましたが、近所の人△△さんへの連絡方法をご存じありませんでしたということこの前の話その通りなんですけど、車庫の必要性は理解出来ますし、チェックシートに合わせて問題はないと思いますが、何で今の時期に転用申請になったかについては、多分ある程度を確認出来たと思ってたんですが、ということで前回継続審議となりました。総会終了後、会長さん、事務局等々と相談し、なんとか△△さんと連絡をとっていければなあというお願いをしていたんですが、その日の夕方△△さんより電話がありました。今までの経過をお聞きしまして、気になることを質問、何で遅くなったかというようなこともある程度お聞きしたんですけども、△△さんのご主人が亡くなられまして、息子さんも現在のところしっかりしたとこでしっかりした生活基盤を置かれております。二人とも将来高原に住むことはないだろうという思いから、家の????を考える中農地転用の申請の必要性を知りまして、この度転用申請をまずしとこうということで、申請されましたということでした。よろしくお願ひしたく、下手な説明ではございますが。

議長

はい、ありがとうございます。まあ要するに先月の総会の時にあがった案件ですが、先月の総会では本人さんの希望が、申請人本人さんとの話が出来とらずに本人さんの意思が確認出来ないというところが気にしとりんさったように思いますが、それが椿委員さんの方で本人さんとの連絡が取れて、直接申請人本人さんからの、本人さんの意思が確認できたということだと思いますので、その点についていえば、先月の総会で保留にした原因については一応クリア出来た

5 番 議長	<p>んかなと思います。今日北村委員さんは？</p> <p>今日はお休みです。</p> <p>分かりました。今、それじゃあ椿委員さんの方からご説明をいただきましたので、本案件について、再提出案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ございませんようですので、採決に移りたいと思います。034-15 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。出席委員全会一致の賛成で許可相当と決定致します。</p>
13 番	<p>続いて 034-16 の案件、これについては服部委員さん、ご報告をお願いします。</p> <p>よろしく申し上げます。034-16 について説明を致します。現地にですね、先週 16 日の土曜日に田中委員と 2 人で、申請人である▲▲▲▲さんとも面談をしてまいりました。で、今回墓地ということ、地図をちょっと見ていただくと分かるんですけども、▲▲さんとこの家がありまして、その隣に倉庫ですとか、農機具を収める建屋があるんですけども。その横にですね、ちょっと、今畑を作っちゃいまして、なにか野菜を収穫した後のような形になっております。まあその横に墓地を移設したいと。で、現状はですね、そこから右側にずっとこうずれてったような、鱒淵って書いてある漢字があるんですが、あの境界の山の中に現状はあるそうです。進入路が狭いことと坂があって、非常に行きづらいということで、自宅の近くに移設したいということでございました。まあチェックシート照らし合わせても特に問題はないと思いますので、許可の方をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。最近こういう、墓地を家の近くに移したいという、それを理由とする 4 条申請が結構増えて、これは高齢化に伴いやむを得ない事情かなという気がしないでもないですけど。それはともあれ 034-16 について、審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたら挙手して意思表示をしていただきたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、034-16 の案件について採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
12 番	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 034-17 の案件、玄羽委員さんの方から報告をお願いします。</p> <p>それでは申請番号 034-17 について説明を致します。現地はですね、6 ページの地図を見ていただければ。県道 31 号線沿いの高見集落で大概中ほどくらいのところですけど。で、申請地のとこの下がですね、川本警察署の高見駐在所の跡で</p>

ございまして、今はパトロールの時には立ち寄られとるという形で使われております。今月 18 日に推進委員の日高甚蔵さんと一緒に申請人の◎◎さんを訪ねて現地を確認調査ということと話を、対応致しました。それで◎◎さんのところはですね、山に墓地があるということございしましたが、◎◎さんが近年体調を崩されまして、その土地では行けない状態になるということと言われておりました。それで申請地に墓碑を新設して、新たな墓地として利用したいということでございました。それで申請地はですね、水路とか田畑は隣接しておりませんので、場所として新設をされることによって被害を及ぼすようなこともなく、なんら問題はないと思いますのでよろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがとうございます。それでは 034-17 の案件について、これより審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けしますので、挙手をして発言していただければと思います。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですのでこれより採決に移ります。034-17 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて 034-18 の案件、これも引き続き玄羽委員さん、ご報告をお願いします。

5 番

それでは 034-18 について、説明を致します。これ場所はですね、さっきの 6 ページの地図を見ていただきますと、先程の墓地の申請のところとですね、ほんに数メートルの位置、ほぼ同じところに申請地あります。今月 18 日、先程の 17 の案件と同じように、推進委員の日高甚蔵さんと一緒に◎◎さんの話、現地確認をして来ております。それで本件は既に車庫も建っている状況でございまして、顛末書も添付されております。申請者の◎◎さんの方はですね、この、先程の 17 の墓地の新設の関係で、車庫の関係が整理をされていないということが分かったということで、複数の専門の方に相談をし手続きを取られたとのごことでございました。それで顛末書も提出されておりますし、新設の先程の 17 の墓地と車庫との間は、これはほんの数メートルというようなことで、位置関係についても全く問題はないと思います。◎◎さんの方は、現在ある車庫をですね、今まで通り車庫として使用したいと、こういう風に言われております。それと先程も言いましたように新設される墓地と車庫との位置関係についてもまったく問題のないものと思っております。そういうところでありますので、審議の程よろしくお願います。

議長

はい、ありがとうございます。それではこれから、ただいまより 034-18 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので、挙手して指名を受けた後で発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

特にないようですので、それじゃあこれより 034-18 の案件について採決に移

りたいと思います。034-18 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて3号議案、法第5条関係ですが、本総会については1件提案が上がっております。事務局の方から報告、提出をお願いします。

事務局

はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件説明させていただきます。

申請番号035-14、農地の所在は鱒渕××、登記地目田、面積998㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。転用目的は農家住宅で、申請事由としましては実家に近い申請地に住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成998㎡、農家住宅69㎡、農業用倉庫19.9㎡、浄化槽1基です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済みです。則第33条第2号により許可出来るものと判断しております。

以上1件です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の服部委員さんの方からご報告をお願いします。

13番

よろしく申し上げます。035-14について、ご説明を致します。これはですね、先週の土曜日、16日の日に田中委員さんと2人で現地へ行きまして、■■さんと面談をしてまいりました。ちょっと申請の面積がですね、約1000㎡近く、ちょっと広いんじゃないかということで、この平面図を見ていただければ分かるんですが。実はこの、土手がかなり高くてですね、実際には約この6割くらいしか、平地としてはございません。まあこの平面図見る限りでですね、かなり広いんじゃないかと言われるんですけど、ここの、今回の該当するここだけがですね、ちょっとこうお城みたいにながってまして、法面が3方向に、まあ道路側はないんですけど、後ろ側と左右ですか、そこは法面がありまして。まあ道路側からも結局、直接は入れないんですが、結果としては法面になってるんですが。そういうことで今回いろいろ、日照の問題ですとかあと排水等、ちょっと水田のある中にある用地なもんですからいろいろ確認しましたが、集落排水が通ってないんで合併槽ということで、浄化槽を設置されるそうです。で、浄化した水はその右側にある河川とあるんですが、こちらの方へ流すような話になってるそうです。それから日照に関してはですね、この辺下対っていいまして瑞穂の鱒渕って地区なんですけども、261が下から東に向けて斜めに通ってるとこなんですけど、まあ見ての通りずっと山間でございます、元々日照が悪いのと、南、今回の申請地の南側ですね、ここはちょっと平面図でみると普通に平面に見えるんですけども、かなり高い土手、土手というか上になってますね、団地になってまして、全然下から上に上がっていくようなところが家の南側にあります。日照に関してはこの関係でどうのこうのというのは特に、まあ元々日当たりの悪い場所でございます、そんなに出来たからっていう風な感じも受けませんでした。それとまあ今回、そうはいつでも60㎡くらいの中で、600㎡の中で、住宅とです

	<p>ね、それと浄化槽、それと車庫もそうなんですけど、ご自宅を、この平面図の斜め左下に※※※※さんという風を書いてあるところがあると思うんですが、ここが今ご自宅なんですけど、そこがですね、裏山が災害時に危険避難区域になってまして、ちょっと農機具も含めて心配だということで、今回こちらに農業用の倉庫もですね、移動して自宅とということで考えておられました。まあチェックシートでちょっと、ずっと確認しましたけども、特に問題はないかなと思いましたが、よろしくお願ひ致します。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは 035-14 の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問を求めます。</p>
5 番	<p>農地の真ん中、もしくはにポツンとそういうことを作るのは周りの人の関係でどうのこうのいうチェックシートの中に一部あったような気もしたんですけど、思うんですけど、こういうことの関係はなんか基準的なものはあるんだろうかな。なんとかかんとかあったような気がするんですけど。どの程度のものが許されて、どの程度がいいのか。</p>
議長	<p>これ、事務局の方で回答出来ますか。</p>
事務局	<p>はい、明確なところではないですが、団地を分断ですね、分断するような部分については規制の対象になるようなところがあります。が、今回のパターンでいったら分断には当たらないかなと。</p>
5 番	<p>そういう状態ではないと。</p>
事務局	<p>はい、というところで判断しております。</p>
議長	<p>よろしいですか、今の回答で。</p>
5 番	<p>はい。</p>
議長	<p>他にみなさんの方からございますか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ございませんようですので、採決を行います。035-14 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて 4 号議案、基盤強化法第 19 条による農地中間管理権取得にかかる案件ですが、これについては今月は 4 件かな、特に個別の提案説明は致しませんので、皆さんの方で総会資料を精査していただいて、ご意見ご質問があれば発言していただいて結構です。特に報告をしていただいたり、事務局の方から提案したりすることはありませんので、皆さんの方でご検討いただきたいと思います。</p>
	<p>中間管理機構服部さん、ちょっと私の方から確認したいんですが、03-31 の案件なんですけど、これは中間管理機構が、振興公社の方が利用権を設定するということになるんですが、これは 1 筆目はともかく 2 筆目は、××ってのは 171 m²なんですけど、こんなにべらぼうに狭い、べらぼうに狭い言ったらあれだけど、割と非効率な農地についても振興公社の方はこれを、利用権を設定するということがあり得るんですか。</p>
機構	<p>この農地についてはこの度、農業者の方作られとったんですけど、高齢のため</p>

相談員	<p>2つとも手放された農地なんです、今年の秋までは作られとったんですけど。それで171㎡につきましては自己保全管理、それと32の514㎡いうのがありますよね、03-32の514㎡、これが隣同士に一応並んでおりまして、どちらもこれ自己保全管理をされておりました。それでどちらにしても、かたや広島の方に出られとる方であって、このままほっといたら荒れてしまうのは当然でございます。それで**さんの方に相談しまして、この両方の土地とも当初は預からないということで、頼んで預かっていただくようにして、この農地につきましては来年について両方とも米を作るそうです。出来ればそこを、仕切りがあるんですけども、それを外さして作らしてもらえればいいんですけども、まあどっちにしてもそれをするには境界を打つ必要があるんで、そこら辺の相談をしながら今話をしている最中でございます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。他に皆さんの方からなにかありますか。 (意見、質問なし)</p> <p>それでは特にありませんようですので、本総会については1件、2件、3件、4件の議案が提案されておりますが、これについて一括してご了承いただける委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは本総会は、本4件について全会一致で了承したということになります。</p>
事務局	<p>続いてこれは報告ですが、法3条の3による権利移動、相続関係ですが。</p>
議長	<p>5号が。ちょっと順番はあれなんですけど。</p>
事務局	<p>すいません、失礼しました。</p>
議長	<p>用紙としては別の冊子になっております。国土調査法の。</p>
事務局	<p>それじゃあこれは量も多いんですが、地籍調査の地目変更についての了解ですが、これについてはべらぼうに筆数が、82筆、ということになっておりまして、これについてはまあ皆さんの方で目を通していただいて、ご意見があれば伺うということになると思います。ちょっと時間取りますので、皆さんの方で目を通していただければと思います。</p>
事務局	<p>概要を説明させていただきます。これ毎年確認していただいとるんですが、国土調査法に基づき地籍調査を行っております、地籍調査により現況と、土地の現況と利用状況により地目認定をした結果、という風になっております。で、農地が農地以外のものになったものについての意見照会でございます。で、今回は日和7地区、井原7地区、久喜3地区、上田所1地区という地区、4地区ですね、の照会があります。で、農地から山林及び原野に変わったもの以外については、この添付の地図上に場所が示されているのと、現況写真を添付しておりますので参考にしていただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは皆さんの方で各自精査してください。</p> <p>これ事務局の方で回答出来れば、出来にゃあ後日でもいいんですけど、ここで地籍調査やって、農地が山林とか雑種地に農地変換になるだろ、これやったら邑南町の農地台帳からこの地目変換した農地は全部削除されるんかいな。</p>

事務局	<p>そうですね。年に1回、農地台帳と登記簿との突合を行って都度修正をしておりますので、登記された後の突合で地目が変わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとう。</p>
5番	<p>これでオッケー、いいですよってことになったらいわゆる申請したようなやり方を省いてオッケーっていうことに、転用になるんですよ。</p>
議長	<p>そういうことです。だけえこれ、農業委員として意見があるかないかということ聞かれとるんで、賛成するとか反対するとかいう性格の問題ではなくて、後私の方から言いますけど、ご意見ございますか、ございません、それだけ。そういう形になります。</p>
	<p>これ、田んぼとか畑が山林になったの、年月日が不詳ってのが圧倒的に多いですよね。どれだけで山林になったのか分からん。</p>
	<p>いかがでしょうか。皆さんの方からなんか、この照会に対してご意見やご質問があれば、手を挙げて発言していただければと思います。</p>
	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ということになれば、邑南町長より照会のありました地籍調査による地目認定について、ということについて当農業委員会としては特にご意見はありませんという回答をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(賛成多数)</p>
	<p>それじゃあ当農業委員会とすれば、本意見の照会については直接に懸念する議案はないという形で了解します。</p>
	<p>続いてちょっと前後しましたが、法3条の3関係の相続等による権利移動、所有権の移転について、本総会については7件が報告されております。これについては報告ということでありますので、皆さんの方で目を通していただければ結構と思います。</p>
	<p>それでは報告の1号として議案に挙げられておりますけども、法3条3に係る相続等にかかる権利移譲についての案件がございましたが、皆さん特にご意見がなければこれで了承ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>それじゃあ一応、当委員会としては本相続の案件を了承したということに決定致します。</p>
	<p>その他として事務連絡があります。</p>
	<p>(その他)</p>
	<p>(1) 事務連絡</p>
	<p>(2) その他</p>
	<p>次回の総会は、11月22日(月)13:30からでお願いします。</p>

